

## 福祉のしごとインターンシップ実施に関する受入施設と学校との覚書

(以下、甲という) と (以下、乙という)  
は、令和2年度に実施する「福祉のしごとインターンシップ」の取扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

### 1 事故時の対応

乙は、学生に対し、体験中に事故が起こった場合甲に報告させるものとする。  
なお、体験中の事故への対応は、要項の9「事故への対応」の定めるとおりとする。

### 2 誓約書の提出

「福祉のしごとインターンシップ」に参加する学生は、体験に先立ち甲に対し「誓約書」を提出する。

### 3 体験の打切り

誓約書に違反する行為が生じた場合、甲は乙と協議の上、体験を打切ることができる。

### 4 その他の対応

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

### 5 覚書の効力

この覚書は、下記の署名日付より体験修了日まで効力を持つものとする。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 (受入施設)  
受入施設名  
施設長名

印

乙 (学校等)  
責任者役職  
氏名

印